

住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～

(令和2年4月30日改定版)

庄原市

住居確保給付金とは

離職等により経済的に困窮し、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

33,000円（単身世帯） 40,000円（2人世帯） 43,000円（3～5人世帯）

支給期間：3ヶ月間

（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能）

支給方法：大家等へ代理納付

令和2年4月20日から制度が改正され、
「休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方」も給付金の対象となりました。

さらに、コロナウイルスの感染予防に配慮し
令和2年4月30日からは当面の間、求職活動の要件が緩和され、より利用しやすくなりました。

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある
- ② 申請日において、離職・廃業等をした日から2年以内である。またはやむを得ない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある
- ③ 離職等の日において、主たる生計維持者であった
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（収入には、公的給付を含む）。

世帯人数	基準額	家賃額 (上限額)	収入基準額
1人	78,000円	33,000円	111,000円
2人	115,000円	40,000円	155,000円
3人	139,000円	43,000円	182,000円
4人	162,000円	43,000円	205,000円
5人	185,000円	43,000円	228,000円
6人	209,000円	46,000円	255,000円
7人	232,000円	52,000円	284,000円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産（預貯金及び現金）の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産
1人	468,000円
2人	690,000円
3人	834,000円
4人	972,000円
5人以上	1,000,000円

- ⑥ 受給期間中は常用就職を目指した求職活動を行うこと。または、給与や収入を得る機会を増加させるための活動を行うこと
- ⑦ 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）及び自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

住居確保給付金の支給額

月ごとに家賃額を支給します

(※ただし、住宅扶助基準に基づく額を家賃上限とする)

月収が基準額を超え、収入基準額未満の方は以下の数式により算定された額となります。

$$\text{支給額} = \text{家賃額}^* - (\text{月の世帯の収入合計額} - \text{基準額})$$

※家賃額は下記表の上限

世帯人数	家賃上限 (住宅扶助基準額)
1人	33,000円
2人	40,000円
3~5人	43,000円
6人	46,000円
7人以上	52,000円

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

① 住居確保給付金支給申請書

② 本人確認書類（次のいずれか）

運転免許証、マイナンバーカード、一般旅券、各種福祉手帳、
各種健康保険証、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本等の写し

③ 離職関係書類

（離職されている方の場合）

申請日を起点に2年以内に離職・廃業をしたことが確認できる書類の写し

（休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方の場合）

申請日において当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

④ 収入関係書類（世帯全員）

収入のある全員分の給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、
雇用保険受給資格証明書、年金手帳等

⑤ 金融資産関係書類（世帯全員）

金融機関の通帳など

⑥ 求職受付票（ハローワークカード）の写し

※当面の間、ハローワークへの求職申込は不要となりました。

⑦ 雇用施策等の利用状況のわかるもの

求職申込み・雇用施策利用状況確認票

※給与及び収入を得る機会が休業等で個人の都合によらず減少した場合には提出不要です。

⑧ 賃貸物件契約関係書類

賃貸物件の契約書の写し（賃貸期間や家賃額などが記載されているもの）

住居確保給付金受給中の義務

◆ 支給期間中は、公共職業安定所の利用、その他様々な方法により、常用就職に向けた就職活動を行ってください。

就職活動を怠る方については、支給を中止します。

①公共職業安定所の職業相談（毎月2回以上）

「職業相談確認票」を持参の上、公共職業安定所の職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」に公共職業安定所担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入いただくとともに、安定所確認印を受けてください。

②市社会福祉課での面接（毎月4回以上）

「職業相談確認票」を持参の上、市社会福祉課で求職活動の進捗状況を報告してください。報告にあたっては、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用してください。

③求人先への応募・面接など（週1回以上）

「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に、求人先に対し行った求職活動（応募や面接、問い合わせなど）の活動内容を記入し、報告してください。

これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。

※当面の間、新型コロナウイルスの感染予防に配慮し、

①・③の免除を行い、②については月に一度の報告に変更します

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6ヶ月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を市社会福祉課へ提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、住居確保給付金窓口へ毎月提出してください。
- ◆ 給与や、収入を得る機会が（休業等で）個人の都合によらず減少した事を理由に受給した場合、就労が以前と同じ様になった時（休業再開時等）にも届出が必要です。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで、延長することが可能です。
（要件）
 - ・ 受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
 - ・ 世帯の収入と預貯金が一定額以下であること住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金が分かる書類を準備して、市社会福祉課へお越しください。

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合※このような場合には、市社会福祉課に申請書を提出する必要があります。
家賃が変わった又は収入が下がったことが証明出来る書類をお持ちの上、市社会福祉課にお越しください。

住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 毎月2回以上の公共職業安定所での就職相談、毎月4回以上の実施主体の支援員等による面接等又は原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等、就職活動を怠る方については、支給を中止します。(※1)
- ◆ 庄原市社会福祉協議会が策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。(※2)
- ◆ 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が収入基準額を超えた場合は、その収入が得られた月の翌々月以降の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、市社会福祉課の指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。

当面の間、※1・※2についてはコロナウイルスの感染予防に配慮します。

住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- ◆ ただし、住居確保給付金を受け、その結果常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合に限り、2度目の支給を受けることができます。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

(参考) 給与及び収入を得る機会が 個人の都合によらず減少した場合の想定事例

雇用で就業している場合は、個人の都合によらない理由（新型コロナウイルスによる休業や雇用調整等）により、勤務日数や勤務時間が減少した場合を指します。

雇用以外の形態で就業している者については、本人の責めによらない理由により、就労の機会が大幅に減少した場合を指すもので、例えば以下のような場合を想定しています。

◆フリーで活動しているスポーツジムインストラクターにおいて、契約しているスポーツジムが一部休業することとなり、週4～5日活動していたところ週2～3日程度以下となった。

（スポーツジムのシフト表等で確認）

◆フリーで通訳をしている者において、参加予定であった海外からのゲストを招いた2週間のイベントが自粛のため中止となった。

（イベント中止のチラシ、通訳として参加予定だったことが分かる資料等で確認）

◆アルバイトを2つ掛け持ちしている者において、景気の悪化により1つの事業所が休業となり、シフトがなくなった。

（事業所が休業となったことが分かるHPの写し等で確認）

◆旅館業を営んでいる者において、自粛のため宿泊客からキャンセルが相次いだ。

（予約キャンセルのメールの写しや電話予約の場合は予約時とキャンセル時の電話受付メモ等又は「申立書」で確認）

etc

【お問い合わせ先】

庄原市 生活福祉部社会福祉課 生活福祉係

TEL : 0824-73-1166